

八幡平市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年3月1日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修 象

記

第1 監査対象補助金等

- ① 八幡平市立荒屋コミュニティセンター指定管理
- ② 八幡平市立細野コミュニティセンター指定管理
- ③ 八幡平市立畑コミュニティセンター指定管理
- ④ 岩手県立平舘高等学校教育振興会補助金
- ⑤ 繁殖育成センター機械導入事業費補助金

第2 監査日程、場所及び団体名

日 時	対象補助金等名称	監査区分	団体名 (担当課名)	監査会場
12月15日(木) 10:30~12:00	①	指定管理団体	荒屋地区振興協議会 (まちづくり推進課)	安代総合支所 打合室
12月15日(木) 13:15~14:45	②	指定管理団体	細野地区振興協議会 (まちづくり推進課)	
12月15日(木) 15:00~16:30	③	指定管理団体	畑地区振興協議会 (まちづくり推進課)	
12月16日(金) 10:00~12:00	④	財政援助団体	岩手県立平舘高等学校教育振興会 (教育総務課)	団体事務所
12月16日(金) 13:15~15:15	⑤	財政援助団体	新岩手農業協同組合 (農林課)	

第3 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修 象

第4 監査方法等

(1) 監査対象の選定

令和3年度において財政的援助等を与えている団体のうちから、監査委員合議により選定。

(2) 監査資料及び監査方法

財政援助団体等の監査の実施に当たっては、被監査団体から経営体制、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、該当団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行った。

なお、監査に当たっては次の点を主眼とし、八幡平市監査基準に準拠して実施した。

財政援助に係る監査事項

- ① 補助金の交付手続きに関すること。
 - ア 交付決定は、法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。
 - イ 交付条件及び契約内容は適正か。
 - ウ 交付方法及び交付時期は適正か。
- ② 財政援助団体の事務事業の執行に関すること。
 - ア 目的に沿って事務事業が適正に実施され、十分効果が上げられているか。
 - イ 会計処理の内容は適正か。
 - ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

公の施設の指定管理に係る監査事項

- ① 指定管理者の指定の手続きに関すること。
 - ア 指定管理者の指定は、法令等の根拠に基づき、適正・公正に行われているか。
 - イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
 - ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ② 指定管理者の事務事業の執行に関すること。
 - ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
 - ウ 事業報告書は適正に作成されているか。
 - エ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されているか。

第5 監査の結果

監査の結果、各団体の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 細野地区振興協議会

① 八幡平市立細野コミュニティセンター指定管理業務について

ア 帳簿に記載の年号の誤りについて【意見又は留意事項】

令和3年度4月分の月例報告書に添付されている収支に関する帳簿中、期日欄の年号を「R3」ではなく、全て「H33」と間違えて記載している。作成の際にパソコンデータを変換し忘れたとのことであるが、年号や数字については、特に正しく表示するよう努められたい。

(2) 畑地区振興協議会

① 八幡平市立畑コミュニティセンター指定管理業務について

ア 事務用品と記念品の購入に係る支出科目について【注意事項】

令和3年11月に、ボールペン100本を購入し、指定管理事業特別会計から11,979円支出している。このボールペンには「畑コミュニティセンター」とレーザー刻印され、当該振興協議会のイベントの際に来客等へ記念品として約20本、当該振興協議会の会議の際に役員が使用する筆記用具として20本配布され、現在、60本ほどが在庫として保管されているとのことである。購入の際の支出科目は事務用品費となっているが、この中には記念品として配布したものが含まれていることから、本来であれば、この分については、支出科目を事務用品費ではなく報償費とすべきであった。今後、事務用品等の購入にあたっては、用途を明確にして決裁を受け、これに合致した支出科目から適正に執行されたい。また、役員への配布を目的とした物品の購入に当たっては、その必要性などを十分に検討・吟味したうえで適切に行われたい。

(3) 岩手県立平舘高等学校教育振興会

① 岩手県立平舘高等学校教育振興会事業費補助金について

ア 交付対象経費の中身と支出科目名との不整合について【注意事項】

令和3年度の岩手県立平舘高等学校教育振興会事業費補助金について、同補助金交付要綱で定めている交付対象経費の中身と、実際の支出科目名に整合性が見られないので是正する必要がある。同教育振興会が作成した収支予算（決算）の支出欄には「事務局費」と記載されているが、その中身は、令和3年度において、新たに補助対象とされた学習支援員の活動費で、学力の向上や個別指導が必要な生徒のための学習支援員の報酬等が主なものとなっている。同補助金交付要綱第2条に掲げる交付対象経費の「6 振興会の運営に要する経費」は、一般的な事務局経費に該当するものであり、学習支援員の活動費を「事務局費」の名目で補助金交付申請を行い、交付決定することは適当ではない。後日、当該補助金の所管課である教育総務課に確認したところ、当該経費は、支出内容から同補助金交付要綱の交付対象経費の内、「3 進路指導の支援に要する経費」に該当するものと判断して、交付決定を行ったとの説明であった。そうであるならば、同課は、同事務局から補助金交付申請書を受け取って、申請内容の審査を行った時点で、同補助金交付要綱との整合性を図るため、「事務局費」ではなく、別欄の「進路指導充実費」の中に「学習支援費」といった項目を追加して申請させるように同事務局を適切に指導すべきであった。今後においては、補助事業者である同教育振興会は、同補助金交付要綱の規定内容を十分に理解した上で、事前に担当課と相談・協議を行いながら、適切な判断のもとに補助金申請を行うこと。また、担当課の教育総務課は、補助金交付申請書等の審査を行う際には、申請内容を十分に吟味して、関連例規の定めるところに従い、同振興協議会を適切に指導し、適正な補助金の執行に努められたい。